

懲 戒 処 分

	処分対象者	処分年月	処分内容	処分理由
1	東京都柔道連盟専務理事(67)	2025年3月	注意	職員に対するパワーハラスメント
2	柔道塾(千葉県)指導者(32)	2025年3月	除名	指導を受ける者に対する身体的暴力 柔道の品位を害し、本連盟の名誉を著しく害する行為